

会 議 録

会議の名称	令和3年度(2021年度)第2回豊中市学校教育審議会		
開催日時	令和4年(2022年)3月18日(金) 19時00分～20時30分		
開催場所	豊中市役所第一庁舎2階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 学校教育課	傍聴者数	1人
公開しなかった理由			
出席者	委員	岩崎委員、上田(貴)委員、上田(千)委員、榎本委員、大路委員、大寺委員、大野委員、柏木委員、河崎委員、木村委員、後藤委員、仙崎委員、園田委員、永井委員、服部委員、伴野委員、伊集院委員、小林委員	
	事務局その他	岩元教育長、小野事務局長、道上教育監、中尾理事、正岡次長、田中学校教育課長、藤崎学校教育課主幹(計画担当)、森田教育総務課長、森山教職員課長、小渡教職員課主幹(教職員人事担当)、杉山児童生徒課長、岡本学び育ち支援課長、津田学び育ち支援課主幹(放課後事業推進担当)、亀田学校教育課長補佐、奈良教育課程係長、上野計画係長、森田主事、柘井	
議題	1. 教育長あいさつ 2. 議案 (1) 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方(素案)の諮問について (2) 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方(素案)についての審議 3. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

● 開会

● 教育長あいさつ

● 成立要件の確認

● 資料の確認

- ・ 次第
- ・ 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方 概要版 【資料1】
- ・ 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方 【資料2】

● 議案（1）小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）の諮問について

会長：議案（1）について、教育長より諮問いただきたい。

教育長：小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方について（諮問）、豊中市学校教育審議会規則第2条の規定に基づき、下記事項に関する貴会のご意見をお諮りする。

● 議案（2）小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）についての審議

会長：議案（2）の項番1から4について、事務局より説明いただきたい。

事務局：資料1、2の項番1から4について説明

会長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があればいただきたい。

項番3の（3）小中連携を進める教職員加配や兼務による取り組みについて、人的支援が限られているため簡単にはいかないであろうということだが、GIGA スクール構想との兼ね合いで、IT等のサポートについてどうなっているかお聞きしたい。

事務局：GIGA スクール構想に関わる現在の取り組みとして、ICT 支援員を配置し、各学校の様々な機器に関わるサポートをさせていただいている。

会長：すでに IT 等のサポートには取組んでいるということによろしいか。

事務局：少しずつではあるが進めているところである。来年度に向けても、ICT 支援員の数を増やしていくことを考えている。

A委員：具体的にどのようなことをしているのか。

事務局：豊中市内の小中学校の児童生徒一人ひとりにタブレットを配布し、授業の中でタブレットを使用しながら学習を進めている。また、コロナ禍において学校に来ることができない子どもたちに対しては、オンライン配信により学習保障を進めている。

A委員：小中一貫に関して特別に行っていることではないという理解でよろしいか。

事務局：今後、小中連携に関するところについても活用の可能性が大きいと考えている。
また、教師間同士の連携として、校務用に配られている機器を使用し、情報共有やオンライン会議を進めている。

A委員：小中一貫の学校として、こういうところが他の学校と違うということが聞きたい。

事務局：庄内さくら学園の取り組みをご説明させていただくと、庄内さくら学園においては、関係する学校の全先生が参加するチーム会議というものがあり、その中でどういう教育課程がいいか、またご質問いただいている ICT 端末を使ってどういうことができるのかについては現在議論しているところである。来年度に予定していることを1つご紹介すると、プログラミング教育として、子どもたちが ICT 端末を使って具体的なコマンドをフローチャートのように作成し、プログラミングしたものがどういう動きをするのかなど、そういった教材づくりを始めていこうとしている。今年度もそれに向けて実証実験をしていたところである。

会長：本審議会委員の方々は、学校現場に近い方や、様々な地域の代表者など多種多様であるため、学校で今どういったことが行われているのかということへの理解に差があるかと思う。オンライン開催で難しいところもあるが、共通理解を図りながら進めていきたい。

B委員：項番4の(2)学校運営の違いについて、小学校では学級担任制、中学校では教科担任制ということだが、9年間の小中一貫教育になったときに、例えば従来通り6年間は学級担任制、残りの3年間は教科担任制という形にするのか、それとも9年間を通してどちらかに移行するのか。それについて、どういった方向性で考えているのか。

事務局：まだ確定ではないが、まず7年生から9年生については、従来の中学1年生から3年生であるため説明を割愛させていただく。次に、5年生6年生については、基本的には専科の先生を入れようとしている。ただし、国語や社会については、これまで通りの授業交換制にしてはどうかということを議論している。そして、1年生から4年生について、まず1年生2年生は、幼稚園や保育所から学校に移ってきたというところのため、先生が頻繁に変わるのはよろしくないということで、学級担任制をベースとしながら、音楽や図工の時間で違う先生に入っただくのはどうかと考えている。そして3年生4年生になると、科目が若干変わってくるため、理科や算数を中心に専門の先生に入っただくのはどうかと考えている。体育は、4年生からなのか5年生からなのかということ、運動会の企画と合わせて議論している。

会長：項番5から7について、事務局より説明いただきたい。

事務局：資料 1、2 の項番 5 から 7 について説明

会長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があればいただきたい。

C 委員：分割校の解消が問題として大きいと思っている。小学校で勤務していたときには、進学させるときに 2 つの中学校と連携しなければならなかった。また、中学校の管理職の方も各小学校の行事に出られていて大変に思った。現在、分割校は 10 小学校ということだが、私が現役のときからもう何十年経っている状況である。40 年以上も同じ課題で検討していく中で、ようやく 14 校から 10 校にできたということだが、校区変更となると、地域や保護者の方からは、進学はこの中学校に行くつもりだったということがいつも言われており、文章にすると簡単に書けるが、これは大きな問題であり長年の課題である。先ほど地域との関係についても話があったが、どのような見通しや下準備をしているのか。

事務局：小中一貫教育の基本的な考え方をまとめた後に、各分割校のあるところで再編を行わなければならないところについては、今現在の南部地域でしているように「魅力ある学校づくり」という個別の学校づくりのイメージを作るプロセスが必要である。その中で、学校区域や学校のあり方、学校と地域のあり方を、地域の方とお話をしながらまとめていきたいと考えており、その後、区域の変更や、例えば現在庄内さくら学園でしているように、学校自身をもう 1 度集約して建て替えるのかなども含めて、まとめていけたらというのが現在の考え方である。

C 委員：言っていることはわかるが、とても大きな課題だと思っている。

D 委員：同様の質問になるが、庄内地域については南部と北部で同じような形で義務教育学校ができるということだが、他の小中学校はどのような形にわけていくのか。一度、この校区はこの小学校と中学校が一緒になって小中一貫校にするということを事務局で示していただきたい。大きさによっても変わると思うが、庄内地域以外の小学校と中学校は現状の学校を使って分割するのか。

事務局：2 通りある。今の校舎を使って分割校を解消するのが 1 つのパターン。庄内地域のように過少化しているところについては、再編をして新たな学校を作っていくというのがもう 1 つのパターンであると想定している。

D 委員：生徒数や人口は、豊中市では増えているが、全体的に少なくなってくることを見越すと、現状の小中学校を上手く利用した形の組み方を教育委員会でしていただき、9 年間の教育は別とし、校区の分け方を大事にするべきではないか。

会長：本日は小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方ということでご説明いただいているが、両委員からご指摘、ご意見があったことについては、長い時間かかっている中で十分な成果が出ているのかという疑問であり、問題意識である。小中一貫教育の推進をしていくと同時に、分割校の解消等も並行してロードマップのような形で進めていただけたらよいのではないか。こういった意見が出たということも記録されるので、その上で小中一貫教育をより進めていただきたい。

D委員：庄内さくら学園は1年後には開校するが、豊中市の同じ年齢の子どもたちの教育のあり方が違うということになるので、全体の形として豊中市はこのやり方というものを持ってやっていかなければならない。学校を建て直しているとますます遅くなっていくわけで、子どもたちはたった9年間しかなくどんどん大きくなっていくので、1つずつ作っていったら時間がかかる。豊中市全体で一緒にスタートできる形をしようと思ったら、現状の小中学校を使って上手く進めるといいのではないか。

会長：いずれにしても、解消に向けた具体的な青写真のようなものが、この間見えにくかったということがあるのかもしれない。ロードマップを作ってくださいとまでは言わないが、そういったものを欲している議論であったのかと思う。

その他、ご意見はいかがか。

E委員：1つは小中一貫推進の学校形態について、どの形態をメインに考えているのか。義務教育学校の施設一体型と施設分離型、それから小中一貫教育型にあたる小中学校では随分とやりやすさが変わってくると一般的には言われている。特に、校舎がわかれていると難しいとも言われており、義務教育学校をメインとして、それが叶わない場合は小中一貫型小中学校なのかとも思うが、そのあたりをどう考えているのか。また、もう1つは、先ほどの委員も考えられていたが、戦略というものを合わせて考えていく必要がある。言い方が難しいが、こういう方向に持っていくことが地域にとってメリットになる、子どもたちにとってメリットになるということを明確に示す形で考えなければならない。「変える」というのは、人間やはり難しいところがあるので、やった方がいいんだと思わせるような戦略も合わせて考えていくことが必要ではないかと意見としてお伝えする。

事務局：まず1つ目のメインにしていきたいものについては、施設一体型の義務教育学校にしたいという思いを持っている。先ほどのD委員からの話も合わせて、戦略というところでお答えしたいと思うが、次回以降の審議会で、学校規模の現状や、学校施設の規模も共有できるよう情報提供していきたい。その中で、仰せのことはよくわかるが、現実上、例えば桜井谷東小学校は、北に向いても東に向いても区域変更すらできないというほど学校規模の状態が逼迫している。そういったところについては、今すぐにはいたしかねるという現状もあるということ、次回以降にご説明できる機会をいただきたい。また、もう1つ、明確に示せるものについてであるが、形態が異なるた

めに学校教育が大きく変わるということではなく、義務教育学校にしていきたいというのは、独自教科を、そこにいる子どもたちに一番合うものとして探していくことができるのではないか。その意味だと、庄内さくら学園の取り組みは庄内さくら学園でしかできないが、一般の小中学校でできないかといえば工夫をすればできるものである。そういったところも含めて、学校形態だけに縛られないことを示せるものは作っていきたい。それが具体的に何かというと、17 中学校 41 小学校すべてに対して、この考え方の中で示せるものではないため、再編をするときに、一つひとつの魅力あるもの、明確に示せるものというものを作り、地域の方にお示ししながら、取組んで参るという理解である。また、既存の学校施設を使うという話もあったが、それについても念頭に置いている。区域変更や学校を建て替えなくともよいところは、こうしていきけるのではないかとということも、今後お答えとして返していきたい。

F 委員：転入転校があった場合、1 年生からずっといけばいいのだが、例えば転校先がこれまで通りの 6 年、3 年の形であるときに、教育のずれが生じないか。また、卒業証書について、4-3-2 制では単純に 9 年で 1 枚もらうことになるのか。

事務局：1 つ目の教育課程が違うことにより転校したときに困らないのかというご質問について、まず理論上では教育カリキュラムは組み立てが自由にできるが、学校の先生方から聞く限り、極端な教育カリキュラムの実施はできない。それはご指摘のように、転校する等といったことに対してや、転入してくる子どもに対しても問題があるため、あくまでも学習指導要領に沿った中で工夫をしていくという意味で、独自教科についても現在考えている。1 つの例として、道徳の時間を使って、人としてどうあるべきかという議論をする哲学カフェを現在考えている。また、音楽と表現に関しても、例えば脚本の中の 1 つのフレーズが空白になっており、そこをあなただったらどう考えるのかという設問をし、それを音楽と表現を使って、おもしろおかしく子どもたちが学んでいくという工夫を現在行っているため、転校を理由に大きな問題になるようなカリキュラムは考えていない。次に、2 点目の卒業証書については悩ましいところである。現在の庄内さくら学園ではどう考えているのかというと、小学校での卒業アルバムはやめて、9 年間の履修が終わって初めて卒業アルバムを作る、といった考えで議論を進めている。ただし、その間何もしなくていいのかということそれは違うため、現時点では 4-3-2 制のステージの終わりごとにステージ修了式をやってはどうか、と検討している。また、もう 1 つ申し上げると、豊中市には小学校を卒業して私立の中学校に行くことが多い地区もある。こういったところで 4-3-2 制をすると、逆にご指摘のところの問題になるため、地域の動向も見定めた上で、学年区切りは考えていかなければならない。

F 委員：個人的な意見としては、4-3-2 制ではなく、6-3 制のままの方がいいのではないかと思う。先ほども言われたように、するのであれば一気にしないと混乱するのではないか。

G委員：現在の小中学校で、障害児が入学している学校もあるが、それについては今まで通りであるか。

事務局：障害者の教育について、豊中市ではインクルーシブ教育として一般のお子さんと同じ教室で学ぶというスタイルをしているが、義務教育学校でも変わらず続ける前提である。

G委員：担任の先生はおひとりでやっていると聞いているが、副担任などはいなくていいのか。

事務局：今の障害者の教育環境について、まず学級の中に障害のお子さんも入っていくため、例えば小学校では学級担任の先生が前にいる。障害者のおさんは支援学級にも在籍しており、支援学級では8人で1クラスという単位があり、8人いたら8人先生がつくわけではないが、前に担任の先生、後ろに支援の先生がいる状態になる。また、お手すきの先生がいたら、その担任の先生がいる前提でサポートに入るといった運用をしている。この小中一貫教育の考え方をまとめたとしても、そこを大きく変えていくという話ではない。

H委員：小中一貫の取り組みとして項番3で色々出てきたが、小学校と中学校を連携して、例えば教育内容の一貫性を考えていこうという取り組みは20年、30年前からしているが、小学校も中学校も先生方がとても忙しい状況の中で、なかなか形になっていない。各学校、各中学校区に任せるのではなく、例えばどこかの時間帯は必ず小中連携の会議を開きましょうとか、そういった仕組みを、全市的な取り組みとして作っていただきたい。また、人の話でいうと、先ほどから学級担任制や教科担任制の話が出ているが、具体的にどうしていこうということは、やはり市として考えなければならぬ。人の問題として、小学校の教科担任制は、小学校の担任の先生がするのか、或いは中学校の免許を持っていて専門的な知識を持っている先生が教えるのかということ、これも仕組み的なものになり、ある程度の道筋を作る必要がある。実際に小学校3、4年生や5、6年生になってくると、理科や社会は中学校に近い専門的な内容になるので、そういったところに例えば中学校の専門教科の知識を持っている先生を入れていくとすると、授業交換制や学級担任制、教科担任制という言葉が先走っているが、具体的にどうするのかというところは学校に求められても難しい。そういったところも、小中一貫以前に考える必要がある。また、もう1点、見に行かれたりお話を聞かれたりしていると思うが、豊中市周辺の施設一体型の義務教育学校は、池田市だと「ほそごう学園」、箕面市だと「とどろみの森学園」「彩都の丘学園」、能勢町だと「ささゆり学園」がある。こういったところは新しく作ったので、施設一体型が作りやすかったのだろうと思うが、そういったところの取り組みについて知りたい。或いは池田市でいうと、ほそごう学園は施設一体型だが、それ以外の石橋中学校や渋谷中学校は、先ほどお話に出た●●学園○○中学校を名乗っている。ほそごう学園の取り

組みと、それ以外の池田市の中学校区での取り組みがどうなっているのかというのは是非知りたい。

事務局：まず1つ目の、全市的な取り組みをどう入れていくのかといったご意見について、庄内さくら学園の話をさせていただきたい。先ほどお話にあった免許の話は大きく、義務教育学校において、中学校の先生は、小学校の自分の専門教科に入っているが、小学校の先生は、7年生から9年生のところは免許上できない。今どうしているかというと、学校の教務の中でコマ版というものがあり、それを1学年4クラスの前提で作らせていただいた。その中で、専科の先生は中学校の先生でなくてもよいという話を議論しているところであり、小学校の先生が中学校の免許を持たなくても、算数数学で1つの教員団を小中学校の先生で作ることで、中学校の先生は小学校に関わっていただく。小学校の先生は、教えるはいけないという制約があるため、そういったところで中学校の教え方にも関わる運用ができないかということ、現場の先生方に投げかけている。義務教育学校は事務局が入るのでそれでよいのかもしれないが、一般のところはどうするのかといったところもご意見の中に含まれていると思っている。人的な先生方の数をどうするのかについて、施設一体であればお互いの時間が空いている時に打ち合わせができる環境にあるが、施設一体でなく離れているとそこが上手くいかない。そういったところをどうしていくのかということも課題として考えているため、そこも含め、本審議会委員の中からもこういった知恵があるよということがあれば、議論させていただけると非常に有難い。2点目の近隣学校施設の話については、後日資料を整理して情報提供させていただきたい。

C委員：先ほどの●●学園について、知人が池田市の●●学園の小中学校に行っているのだが、その学園の学習ルールの一覧表であったり、学園全校の学校行事一覧であったり、校長先生が学校だよりでその学園のあり方について発信したりと、保護者に伝わるように努力されている。豊中市も軌道に乗ればそのようになるのではないかと考えている。また、幸いなことに、小学校と中学校の先生の授業のあり方が近づいてきている。昔は、授業の進め方に違いがあったが、今はICT等の活用や教職員間の連携、授業交換などで先生方も意識してきているため、よい方向にいくのではないかと。ただし、標準の授業の持ち時数が小学校と中学校では異なるため、先ほどの話にもあったとおり、職員の数が問題になってくると思う。1つの市で多くの職員を抱えるわけにはいかないため、今後工夫をしたり先進校を見たりして取組んでほしい。

I委員：この審議会に長く携わってきているが、一番の問題点は、C委員もおっしゃるように1小1中である。先ほど話にあった他市の学校や京都市のところも見てきたが、すべて1小1中であるため、豊中市はまずはその改善からしていかなければ難しい。何十年もかけてきたため、そこを根底においてやらなければ次に進めないと思う。

会長：長く委員を務めていらっしゃる方々が、これだけおっしゃっていることは何とかしなければならぬことであると思う。また、最後にコミュニティ・スクールの話が出たが、その制度について教えていただきたい。さらに、ここには地域代表の方もいらっしゃるため、権限や裁量の範囲などについて、既存の学校評議員制度との違いを簡単に教えていただきたい。

事務局：まず、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置された学校の仕組みである。根拠法律は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」であり、地域住民及び保護者、学校運営に資する活動を行う方々を委員として設置するものである。主な役割としては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することと、学校運営全般について校長や教育委員会に意見を述べることである。一方、学校評議員制度は、根拠法律が「学校教育法施行規則」であって異なるものになり、教育に関する理解をお持ちの方を校長の推薦により委嘱し、校長が意見を求めることについて意見を述べるができることと規定されている。2 制度を比較した場合、学校運営協議会の方が、学校評議員の方々よりもより積極的に学校運営に関わることができる制度になっている。

会長：おそらく、本審議会委員の方々も、このコミュニティ・スクールの枠組みの中でコミットということになると役割や権限が変わってくるのではないと思われる。予定の時間となるため、このあたりで審議を終了したい。

● その他

会長：事務局から連絡事項等があればお願いしたい。

事務局：次回の来年度の審議会は、5月を予定している。今回同様、会場とオンライン両方での開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期またはオンラインでの開催となる場合もある。

会長：以上で、本日の審議会を閉会させていただく。

● 閉会